港湾用語の基礎知識 31

国土交通省港湾局産業港湾課事業係長　平原俊明

みなとオアシス

「みなとオアシス」制度

「みなとオアシス」制度とは、港湾管理者等からの申請に基づき、賑わいや交流促進に資する一定の要件を満たす「みなと」の施設を国土交通省地方整備局等が「みなとオアシス」として認定・登録し、住民参加による地域活性化の取り組みを支援するものです。

「みなとオアシス」の認定・登録要件は地方整備局等でそれぞれ定められており、各地方整備局等で異なりますが、以下の要件は、全国のどの「みなとオアシス」にも含まれています。

- ●地域住民や観光客が交流できる空間を有していること
- ●地域住民や観光客に対し地域情報や観光情報を発信する機能を有していること
- ●適切な管理運営が行われていること
- ●イベントの実施等みなとの賑わいを作り出す活動が地域住民参加の下で継続的に行われていること

認定・登録されますと、地方整備局等により以下の支援が行われます。

- ●みなとオアシスのシンボルマークの使用
- ●国土交通省・地方整備局等のホームページ等による広報
- ●道路地図への掲載や道路標識の設置の支援
- ●その他みなとの振興に関する各種支援時の支援活動

シンボルマーク

これまでの取り組み

「みなとオアシス」制度は、平成15年11月に中国地方整備局及び四国地方整備局において創設されて以降、他の地方整備局等に拡がり、平成21年には全ての地方整備局等で要綱が制定されました。「みなとオアシス」の登録数は、平成16年に2港が登録されて以来、順次増加し、平成26年9月末現在、全国で78港が登録、6港が仮登録されています。これらの「みなとオアシス」では、特産品販売、フリーマーケット、ビーチバレー大会、音楽イベント、まちづくりシンポジウムなどが開催され、大勢の地域住民や観光客で賑わっています。

また、平成21年に全国各地の運営主体の交流等を図る「みなとオアシス全国協議会」が設立され、食を通じたイベント「みなとオアシスSea級グルメ全国大会」が平成23年より始まり、これまで開催された5回とも大勢の人々が参加しています。

更に、海洋基本計画（平成25年4月閣議決定）に、災害発生時に「みなとオアシス」を防災拠点として有効活用することが位置づけられました。「みなとオアシス」は広場等の交流スペースを有しており、災害発生時の支援活動において、救援物資の蔵置場所等としても活用できます。